

暑中お見舞い申し上げます。

皆さま、お元気でお過ごしでしょうか。今年の猛暑は特別ですね。お盆休みまで、もうひと頑張りです。帰省のお土産は決まりましたか。ご家族や友人と楽しい夏休みを。
中村仁司&職員一同

地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて

関東地方整備局では、地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて、管内の地方自治体における中間前金払制度の導入・活用の促進に努めています。平成30年4月30日現在の中間前金払制度の導入状況は、管内429団体のうち、約78%にあたる335団体が同制度を導入していることが確認されました。(都県は全て導入済み。また、茨城県、神奈川県、山梨県では県内の全市町村が、栃木県、群馬県、長野県では県内の全市が導入済み。)

「建設業法令遵守ガイドライン」では、下請代金の支払は、できる限り現金によるものとするものと明記されており、元請建設企業は、手許資金の充実を図るために、低廉なコストによる資金調達が可能で前払金、中間前払金、地域建設業経営強化融資制度を活用し、資金繰りを円滑化・安定化させることが重要です。

中間前金払制度の概要

- 中間前金払とは、当初の前払金(請負代金の4割)に加え、工期半ばで2割を追加(合計6割)して行う前払のこと。
- 当該工事の請負契約約款等に中間前金払の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けたうえで、請求することが可能。
 - ①当初の前払金が支出されていること
 - ②工期の2分の1を経過していること
 - ③工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
 - ④工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

発注者のメリット

- 出来高に対する支払となるため、出来高認定を厳密に行う必要のある「部分払」と異なり、建設企業への円滑な資金提供、資金繰りの改善を目的とするため、上記要件の確認は原則書類のみで行うなど、極めて簡易な事務手続き。
- 特に、厳しい資金繰りに迫られている零細な元請建設企業の資金繰りの安定化、元下間の請負代金支払・労働者に対する賃金支払に関するトラブルの抑制などにより、適正な施工に寄与。

建設企業のメリット

- 上記要件の認定は原則書類のみで行うなど、極めて簡易な事務手続きによる資金調達が可能。
- 当初前払金保証料率(0.23%~0.35%)を下回る低廉なコスト(保証料率一律0.065%)。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する請負代金の前払、速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、関係事業者間における信用力の向上、労使関係の安定化につながり、法令遵守の観点からも適切な対応。

制度の導入・活用の促進に関する意見・相談

【関東地方整備局建設産業第一課経営支援係】 048-601-3151 (代表)

【建設業フォローアップ相談ダイヤル】 0570-004976

(山中、中山、森)

知っちょい得

詐欺師等による被害に遭わないように色々と注意をしても高齢者が被害に遭うことを完全に無くすことは現実的には不可能です。仮に運悪く被害に遭ってしまった場合には速やかに警察や消費者事件を専門とする弁護士に相談することで、被害を最小限にできる可能性が高まります。オレオレ詐欺のような相手が何処の誰かも分からないような事案であっても被害に遭って直ぐに警察や弁護士に相談すれば送金先の口座を凍結すること等により損害を取り戻せる可能性があります。ただそれは被害に遭った直後の話であって被害に遭ってから時間が経てば経つほど被害回復の可能性が低下していきます(続く)。 弁護士 渋谷和洋

建設業Q&A

Q. 「鉄骨工事」はどの業種にあてはまりますか?

A. 鉄骨製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」にあたります。

(森)

地藏盆

町内のお地藏様をおまつりし、子どもたちの健やかな成長を願う催しで、8月23、24日の地藏菩薩の縁日を中心に行われます。

関東地方ではあまり聞いたことがないですが、主に京都を中心とした近畿地方や北陸、信州で行われているようです。京都では、各町内ごと地藏尊の前に屋台を組んで花や餅などのお供物をし、子どもたちはゲームをしたりお菓子をいただいたりして過ごします。



(森)